

実施計画（平成１８年度版）投資的事業の微調整について

「みんなで築く鈴鹿夢プラン」に基づく「実施計画」は、「行財政経営計画」に合わせ、平成１８年度から平成２０年度の３か年固定方式で策定しましたが、時間の経過とともに計画と現状との間に乖離が生じることから、平成１８年度補正予算及び平成１９年度当初予算の編成状況を見て、投資的事業について下記の考え方により調整しました。

１ 調整の対象となる提案の考え方

■ 一般行政枠で対応する投資的事業で下記に該当する事業

- (１) 前年度の計画策定時に掲載漏れ事業として企画課に報告があり、今回追加する事業
- (２) 平成１８年度補正予算編成時に内示を受けた新規事業
- (３) 平成１９年度当初予算編成時に内示を受けた新規事業

２ 微調整の方法

- 該当する事業のある所属は、実施計画書及び関係資料を、主管課を通じて企画課へ提出する。
- 掲載漏れ事業は、提案事業に関する事務事業評価シートおよび単位施策評価シートを添付する。（平成１７年度の評価分）
- 提出された実施計画書等は、企画課が個別にヒアリングする。

３ 提案提出期限

- 平成１９年度当初予算新規事業：平成１９年２月２８日（水）
- 掲載漏れ及び平成１８年度補正予算新規事業：平成１９年３月２日（金）

４ その他

- 原則として、新規事業のみを微調整の対象としました。
- 継続事業の変更については、次年度の実績報告の際に併せて行うこととしました。

※ 本微調整掲載事業に関する平成１８年度及び平成１９年度予算は、全て市議会の議決を得ています。